

平成28年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月30日(月)午後3時～
2. 開催場所 熊本宇城農業協同組合 宇土支所2階 会議室
3. 出席委員(21人)

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|--|
| 会 長 | 平岡 孝雄 | | | | |
| 委 員 | 田代 良一 | 谷山 次則 | 山下 洋幸 | 堀内 信也 | |
| | 西山 正治 | 杉内 錬之 | 竹下 清 | 白井 博行 | |
| | 境 良一 | 今村 康晴 | 福島 勝義 | | |
| | 佐美三 守 | 鎌賀 和夫 | 池田 弘美 | 堀 城 | |
| | 益田 信明 | 芥川 幸子 | 太田 桂子 | | |
| | 小田 寿幸 | 中山 一一 | | | |
4. 欠席委員(4名)

| | | | |
|-------|-------|-------|--|
| 関 健一 | 浜口多美雄 | 岩本 廣海 | |
| 岩本 義行 | | | |
5. 議事録署名者指名 平岡議長
議事録署名委員 福島 勝義 堀 城
6. 議 事
 - (1) 議案 第15号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第16号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第17号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第18号 平成28年度農業雇労賃の協定について
 - (5) 議案 第19号 農用地利用集積計画の同意について
 - (6) 報告 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (7) その他
7. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|-------|-------|-----|------|
| 事務局長 | 沼田 誠 | | |
| 事務局次長 | 嶽本 圭司 | 参 事 | 濱田 綾 |

8. 会議の概要

事務局長 皆さん，こんにちは，まずは今度の地震により委員の皆様には大小それぞれに被害を受けられたと思いますが，事務局より謹んでお見舞いを申し上げます。さて今回は第4回の総会になりますが，主に地震前に申請されていた案件になりますので，少し日にちが足っておりますが，よろしく願いいたします。また，今回の会議場は，中山委員さんを通して，JAさんより提供して頂いております。有難うございました。今後，総会会場につきましては，中々固定することができないと思いますので，ご了承頂きますようよろしくお願いいたします。それでは，総会を始めさせていただきます。本日は，21名の委員さんに出席を頂いております。過半数に達しておりますので，本日の総会は，成立していることをご報告致します。次に，会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願いいたします。

平岡会長 こんにちは，大変お疲れです。只今，局長の方から話があったように今回の震災においては委員のみなさんも多大な被害を受けておられると思います。お見舞いを申しあげます。今回の地震については，ブルーシートを見てみますと悲しいというか腹立たしいというか，今後の見通しについては，簡単に2年や3年で復活する問題ではないように思います。非常に危惧するところであります。皆さんもご存知のとおり市庁舎も大変なことになっておりますので，本日は農協さんの会議室を借りた訳であります。今後も皆さんにはご足労をおかけすると思いますが，今後ともよろしくお願い致します。また，農業委員会総会におきましてもこれだけの被害が出ておりますので，今後少し安定して来ると転用とか色んなかたちが増えてくると私は思っております。新築とか改装とか移転など出てきた場合には，まず農業委員会に話が来るとと思いますが，こうした被害状況でございますので農業委員会として厳密な審査は必要であります，色んな形で手助け出来るような形で協力をお願いします。それと今日は，後で研修旅行の件も相談したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。お世話になります。

事務局長 ありがとうございます。次に，議長選出と議事録署名人の指名となっております。議長は，宇土市農業委員会会議規則第5条により平岡会長にお願い致します。

平岡議長 はい，それでは，平成28年第4回農業委員会総会を開会致します。

しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

平岡議長 それでは、福島委員さんと堀 委員さんをお願いいたします。

各委員 はい。

平岡議長 それでは、只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。

平岡議長 それでは、今月の議案審議をお願い致します。
まず議案第20号農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。
申請番号1番について、確認委員さんは益田委員さんと堀委員さんですのでどちらかの委員さんより説明をお願いします。・・・はい益田委員さんお願いします。

益田委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積 66 m²、耕作面積 17,031 m² 申請面積 66 m² 貸借形態 所有権有償、譲受理由、規模拡大、譲渡理由、経営縮小、家族3人、権利の種類 売買となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 益田委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地は、申請人の自宅隣接地であり農業年数47年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米・柿になります。以上です

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委

員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので，1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして，申請番号2番について，確認委員は，堀委員さんと佐美三委員さんですので・・・はい，堀委員さんお願いします。

堀委員 2番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，田 現況，田，登記面積 428 m² 耕作面積 13,165.01 m² 申請面積 428 m²，貸借形態，所有権有償となっております。譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小 家族3名，権利の種類，売買となっております。よろしくお願いします。

平岡議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明致します。申請地までの通作距離は，500m，農業年数20年，農機具も所有し，農作業従事者3名，主たる作物は，米・みかんになります。以上です。

平岡議長 はい，事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 はい，異議なしということですので2番についても承認致します。

平岡議長 続きまして，申請番号3番について，確認委員は，鎌賀委員さんと私ですので・・・鎌賀委員さんをお願いします。

鎌賀委員 申請番号3番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりでございます。登記，畑 現況，畑，登記面積，490 m² 耕作面積 6,805 m² 申請面積 490 m²，貸借形態，所有権無償，譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小，家族3人，権

利の種類は、贈与になっています。よろしくお願ひします。

平岡議長 鎌賀委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明致します。申請地は、自宅の近接地であり、農業年数30年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米、たばこになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 3番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号4番について確認委員は、堀内委員さんと谷山委員さんですので・・・はい、谷山委員さんお願ひします。

谷山委員 それでは4番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書のとおりです。登記、畑 現況、畑 登記面積、361㎡です。耕作面積70,447㎡ 申請面積361㎡です。貸借形態、所有権無償、譲受理由、親受贈、譲渡理由、子へ贈与、家族3名、権利の種類 贈与でございます。よろしくお願ひします。

平岡議長 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、約10分、農業年数55年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、米、麦、自家用野菜になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 これは、54㎡ですか

谷山委員 以前、出されていてこの分が忘れてあったようです。

平岡議長 そうですか わかりました。

平岡議長 異議なしということですので4番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について、確認委員は、堀委員さんと益田委員さんですので・・・はい、堀委員さんお願いします。

堀委員 5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑、現況、樹園地 登記面積2筆計の1,100㎡ 耕作面積14,326㎡ 申請面積1,100㎡、貸借形態は、所有権有償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小、家族2名、権利の種類は、売買となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、約50分、農業年数7年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしということですので5番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号6番について、これにつきましては、宇土市農業委員会会議規則第12条委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので福島委員さんは、ご退室をお願いいたします

・・・福島委員 退室

確認委員さんは、芥川委員さんと杉内委員さんですのでどちらかの委員さんより説明をお願いいたします。・・・芥川委員さんお願いいたします。

芥川委員 申請番号6番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，畑 現況，畑，登記面積75㎡耕作面積16,539㎡ 申請面積75㎡，貸借形態，所有権有償，譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小，家族は2人，権利の種類は売買 以上です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい，芥川委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，申請番号6番について補足説明致します。申請地までの通作時間は，約5分，農業年数50年，農機具も所有し，農作業従事者2名，主たる作物は，米になります。以上です

平岡議長 はい，事務局からの補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 はい，異議なしということですので6番については承認を致します。以上で，議案第15号については 6件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。・・・それでは，議案15号の審議が終わりましたので，福島委員さんの入室をお願いします。

・・・福島委員 入室

平岡議長 続きまして，議案第16号 農地法第4条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 申請番号1番について 確認委員さんは，田代委員さんと杉内委員さ

んですので、・・・・はい、田代委員さんお願いします。

田代委員 それでは、申請番号1番について説明致します。申請人、土地の所在地は議案書のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積 349 m²、転用目的、駐車場です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いいたします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は6ページです。申請人は、走潟町に居住している個人であり、現在、自宅の駐車場が狭く、申請地が自宅の隣接地であることから駐車場として適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、田代委員さんと杉内委員さんですので、・・・・はい、杉内委員さんお願いします。

杉内委員 2番について説明致します。申請人、土地の所在地は議案書のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積 1,149 m²、転用目的、アパート 1棟 面積が285.58 m² 以上です。

平岡議長 はい、杉内委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いいたします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は7ページです。申請人は、熊本市に居住している個人であり、アパートを建設して家賃収入を得、所得の安定化を図るため、土地を探していたと

ころ申請地が県道501号線に近く利便性があり、アパートの需要が高いと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

平岡議長 以上で、議案16号については、2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 申請番号1番について 確認委員は、田代委員さんと杉内委員さんですので、はい、田代委員さんお願いします。

田代委員 1番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積2筆で1,865㎡、内転用面積1,865㎡ 権利の種類、所有権有償、売買、転用目的は、農家住宅及び従業員寮 392.13㎡です。これは、緑川の堤防嵩上げ工事の移転に伴う土地の売買になります。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は11ページです。申請人は、走瀉町に居住する個人であり、国土交通省が行う緑川河川改修工事に伴い現在の自宅等の移転が必要となり建設予定地を探していたところ申請地が現在の住まいの近くで適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不

許可の例外に該当し、許可は可能です以上です。

平岡議長 この1,865 m²の面積については問題ないのでしょうか・・・

事務局 はい、通常では農家住宅は1,100 m²までしか許可が下りないのですが、今回は従業員寮や農業用の資材置場を併設されるということで農振除外もされており県にも確認をしております。大丈夫ということでした。

平岡議長 はい、わかりました。事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事で承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、山下委員さんと西山委員さんですので、・・・はい、山下委員さん

山下委員 はい、2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書とおりです。登記 田、現況 田、登記面積 98 m²、内転用面積 98 m²、権利の種類、所有権有償 売買です。転用目的は、車輛置場です。よろしく申し上げます。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は12ページです。申請人は、古保里町で自動車販売・修理業を営む法人であり、顧客より預かった自動車を保管する場所を探したところ、申請地が、現在の店舗兼工場の隣であり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地でありその規模がおおむね10ヘクタール未満であるので第2種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。

申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは、今村委員さんと竹下委員さんですので・・・はい、今村委員さん

今村委員 3番について説明をいたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在地、議案書のとおりです。登記、田、現況、宅地、登記面積 322 m² 内転用面積 322 m²です。権利の種類は、使用貸借権設定、転用目的は、個人住宅で112.62 m²でございます。

平岡議長 はい、今村委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号3番について説明します。 地図は13ページです。申請人は、笹原町に居住している個人であり、現在両親と同居で手狭であるため、マイホーム建築の計画をしたところ、申請地が実家に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、平成8年から宅地の一部として利用しており始末書添付の案件です。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号3番について、委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号4番について、確認委員さんは、今村委員さん、竹下委員さんですので、はい、今村委員さんお願いします。

今村委員 4番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は，議案書記載のとおりでございます。登記 田，現況 田，登記面積 1,298 m²，内転用面積 1,298 m² 権利の種類，所有権有償，売買でございます。転用目的は，建売住宅 4棟 387.54 m²でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 今村委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい，申請番号4番について補足説明致します。地図は，14ページです。申請人は，阿蘇郡西原村で不動産業等を営む法人であり，建売住宅の土地を探していたところ申請地は，住環境が整い，また国道57号線にも近く生活に便利だと考え，今回の転用申請となりました。申請地は，10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが不許可の例外に該当し，許可は可能です。以上です。

平岡議長 はい，事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので，4番についても承認致します。

平岡議長 続きまして，申請番号5番について，確認委員さんは，白井委員さんと鎌賀委員さんですので，はい，白石委員さんをお願いします。

白井委員 はいそれでは，5番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は，議案書のとおりです。登記 田，現況 畑，登記面積が 650 m²，内転用面積も 650 m² 権利の種類は，所有権有償売買です。転用目的は，資材置場でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 白井委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい，申請番号5番について補足説明致します。地図は，15ページ

ジです。申請人は、住吉町で海苔機械の販売・修理を行う法人で、現在の資材置き場が手狭になり探していたところ申請地が、事務所に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。尚、申請地は平成18年から隣接地の宅地と一体的に管理しており、始末書添付の案件となります。申請地は、おおむね300m以内に網津支所がありますので、第3種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号5番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、5番については承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号6番について、確認委員さんは、西山委員さんと中山委員さんですので、西山委員さんお願いします。

西山委員 はい、申請番号6番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書とおおりです。登記 畑、現況 田、登記面積は、9.01と1,199㎡で合計1,208.01㎡、内転用面積が、9.01㎡と1,199㎡合計1,208.01㎡です。権利の種類、所有権有償売買です。転用目的、建売住宅 5棟 126.71㎡です。ご審議よろしく願います。

平岡議長 西山委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。地図は、16ページです。申請人は、三拾町で不動産業を行う法人であり、今回建売住宅の計画をしたところ申請地が、生活環境の整った住宅地として適している考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われれますが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号6番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、6番については承認致します

以上で、議案第17号については、6件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第18号 平成28年度農業雇労賃金の協定について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。18ページをご覧ください。

平成28年度農業雇労賃金案について説明します。これは、10アール当たりの賃金になっております。初田おこし6,000円 畝たおし5,500円 代かき5,500円 機械田植6,000円 コンバイン14,000円です。これは、昨年と同様にしております。平成27年度の熊本県内の水稲作一般の作業自作料金を調査した結果ですが、宇城の平均値で、耕起が6,250円 代かき6,000円 機械田植6,000円 コンバイン14,000円となっております。また、熊本県の平均値は、耕起が5,722円 代かき6,353円 機械田植6,305円 コンバイン13,943円となっております。宇城の平均とそれほど変わらないと思います。以上今回案ということで説明を終わります。

平岡議長 只今、事務局からの説明は終わりました。委員さんの意見はありませんか。あくまでもこれは一般論であってこのとおりということではないですが、中々、米価の値段がよくないということで雇労賃もあまりもらえないということで・・・どうですか、これでいいですか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、議案第18号については同意をいたします。

平岡議長 続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明致します。21ページをお開き下さい。番号21番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が3筆計2,487㎡、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃が10a当り15,000円となっております。つづきまして、番号22番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積5,587㎡、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は、10a当り40,000円となっております。番号23番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が2筆計の2,096㎡、平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は、10a当り米1俵となっております。つづきまして、24番と25番は、農地中間管理事業の関連になります。番号24番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が2筆計の3,893㎡、平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は、10a当り10,000円となっております。番号25番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目が、樹園地が7筆、田が、1筆、面積が8筆計の9,256㎡で、平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は、10a当り樹園地が10,000円、田が12,500円となっております。続きまして、22ページをお開き下さい。こちらが、今月の利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして、23ページをお開き下さい。ページ左側が、今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、23,319㎡、行われております。ページ右側が、1月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、70,569㎡所有権の移転が1,734㎡行われております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか

全員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、議案第19号については、同意致します。以上で、議案第19号については同意したことを市へ通知します。

平岡議長 続きまして、報告第4号です。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について議題とします。それでは事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告致します。番号1番、解約農地は、議案書のとおりです。地目が、田、面積が3筆計の2,214㎡で賃貸人・賃借人も議案書のとおりです。平成28年4月12日付け、農地法第4条・5条申請の為の解約となっております。以上です。

平岡議長 以上で、予定しておりました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。何か事務局から連絡がありましたらお願いします。

事務局次長 二点ほどあります。まず一点目が農業者年金の現況届けについてです。農業者年金を受給されている方は、毎年現況届を提出する必要があります。先週、年金基金の方から現況届の発送があつておりますので、今週からの提出が見込まれます。毎年、本庁・網津・網田支所の三か所で受付を行っておりますが、今年は震災により本庁受付は、農協カントリー前の終末下水道処理場内に私どもがおりますので、そこと網田支所は通常どおり行います。網津支所については、網津小学校横の避難所になっているところがありますが、網津の多目的研修施設、体育館ですがここで臨時的にお願いしております。三か所の受付場所のどこに提出されてもかまいませんので、受給者の方から問い合わせがありましたら説明の方を農業委員さんからお願い致します。それともう一点ですが、28年度の活動記録簿を机にお配りしております。本来は、4月の総会でお配りする予定でしたが、中止となりましたので、4月から活動された記入を、記憶をたどりながらお願いしたいと思います。今回お配りしております今度の記録簿に4月分から書いて頂くようお願いいたします。27年度の活動記録簿については、本日回収したいと思いますが、3月以前の分で内容を記入されていない方は、記入の上、6月の総会で結構ですので提出をお願いしたいと思います。私からは以上ですが何かご質問はございませんでしょうか。

事務局 無いようですので、閉会を佐美三副会長にお願い致します。

佐美三副会長 大変お疲れ様でした。地震で、一か月ほど遅れましたけど、第4回の農業委員会総会を閉会します。どうもお疲れ様でした。

平成28年5月30日

議 長
議事録署名人
議事録署名人